

第5章 川崎市行財政改革推進委員会における審議

1 「川崎市行財政改革第3期プログラム 令和4～7年度の取組結果(内部評価の状況)」に関する審議について

(1) 川崎市行財政改革推進委員会について

ア 川崎市附属機関設置条例(抜粋)

別表第1(第2条～第5条関係)

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで

イ 令和8(2026)年度川崎市行財政改革推進委員会 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔(会長)	関東学院大学 法学部 教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科主任 教授
黒石 匡昭	PAパートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士
中村 郁博	東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 専攻長 兼 教授 東洋大学 国際PPP研究所 所長

(2) 令和8年度における審議経過

第1回委員会

令和8(2026)年7月6日(月) 川崎市役所本庁舎2階204会議室(WEB併用)

主な意見

(評価全般について)

- ・活動目標に対する達成度や事務事業等への貢献度については、件数や割合のみをもって評価するのではなく、各改革課題の内容や状況を踏まえた上で、相対的な変化や改善の状況を確認する必要がある。
- ・目標設定が不明確なものも見受けられることから、事務局は各所管課の目標設定や指標の妥当性を適切に確認するとともに、目標値の見直しに当たっては、政策の優先順位や経営資源の配分など、市全体の視点から判断すべきである。

(個別取組について)

- ・区役所等の窓口については、対面サービスとデジタルサービスの役割分担を整理し、デジタル化を推進しつつ、利用者の状況に応じて対面対応を適切に組み合わせる必要がある。

- ・急速に発展するA Iやデジタル技術を、市の業務全般にどのように取り入れ、効果的に活用していくかが重要である。
- ・個別業務ごとの最適化にとどまらず、ワンスオンリーの考え方も踏まえ、全庁的な視点による業務プロセス改革を推進すべきである。
- ・シティプロモーションについては、地域ごとの特性や強みを踏まえ、市域一律の取組ではなく、それぞれの地域の個性を生かした魅力発信やブランド形成を進めるべきである。
- ・内部統制については、業務フローの可視化や組織的な情報共有を進めるとともに、管理職が責任を持ってマネジメントを行い、組織全体のリスク管理能力の向上に取り組むべきである。
- ・人材育成については、成長意欲のある職員に対して学習機会や挑戦の機会を提供し、その能力向上を組織力の向上や市民サービスの質の向上につなげるべきである。

第2回委員会

令和8（2026）年7月27日（月） 川崎市役所本庁舎2階204会議室

主な意見

川崎市行財政改革推進委員会における審議結果を、次のページから掲載します。

令和 8 年 月 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会
会 長 出石 稔

「川崎市行財政改革第 3 期プログラム令和 4 ～ 7 年度の取組結果（内部評価の状況）」に関する審議結果について

令和 8 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、川崎市行財政改革第 3 期プログラムに掲げる 2 1 5 の改革課題に対する令和 4 ～ 7 年度の取組結果（内部評価の状況）について審議しましたので、その結果について通知します。

川崎市行財政改革第3期プログラム
令和4～7年度の取組結果
(内部評価の状況)
に関する審議結果

令和8年 月

川崎市行財政改革推進委員会

目次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 川崎市行財政改革第3期プログラムについて
- (3) 取組結果の評価手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組の進捗管理及び原因分析等について
- (2) 社会経済状況の変化を踏まえた行財政改革の取組の推進について

3 個別取組の評価に関する審議結果について

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議結果

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

学識経験者5名で構成する川崎市行財政改革推進委員会では、「川崎市行財政改革第3期プログラム」に掲載されている215の改革課題に対して、令和4～7年度の実行結果や各取組に対する内部評価の内容について、適正な評価となっているか審議を行った。

審議に当たっては、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年の計画期間を通して、課題ごとに設定した到達目標に達しているか、また、評価が客観的な事実等に基づく内容となっているか、などの点に留意した。

(2) 川崎市行財政改革第3期プログラムについて

審議対象である「川崎市行財政改革第3期プログラム」（以下「第3期プログラム」という。）については、厳しい財政環境や市民ニーズの多様化・増大化のほか、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源である「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「情報」・「時間」の確保等を進め、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことを目的として、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年を計画期間とし、令和4（2022）年3月に策定された計画である。

当該プログラムでは、市民ニーズや地域課題を的確に把握しながら、市民サービスや市役所内部の「質的改革」を推進し、効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」を実現することを基本理念とし、「社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築」・「市役所の経営資源の最適化」・「多様な主体との協働・連携の更なる推進」・「市内の人材育成と意識改革」という4つの柱に基づき、計215の改革課題を位置づけ、取組を進めることとしている。

(3) 取組結果の評価手法について

第3期プログラムに掲げる改革課題に対する取組を着実に推進するとともに、取組から得られた効果の測定や必要な見直しを実施するため、PDCAサイクルによる進捗管理と取組評価を行うこととしている。

評価手法については、年度当初に設定した目標（「計画（Plan）」）に基づく、活動実績（「実施結果（Do）」）を定量的・定性的な実績から評価するとともに、取組の効果（「評価（Check）」）についても、必要な経営資源である「ヒト」・「モノ」・「カネ」・「情報」・「時間」の確保等の成否に着目し、定量的・定性的な効果から評価を行い、最終的に、その後の取組の改善（「改善（Action）」）につなげることとしている。

2 評価全般に関する審議結果について

全体の評価結果としては、計 215 ある改革課題のうち、一部の改革課題で活動目標を下回ったものの、大部分が、ほぼ目標どおりに活動目標を達成しており、また、約 85%が事務事業等に貢献できていることから、所管部署が計画どおりに取組を進めたことで、改革課題ごとに効果を創出し、全体として「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の推進に一定貢献できたものと評価することができる。

一方で、本委員会における審議の結果、明らかとなった課題もあることから、それらを次のとおり示す。

(1) 取組の進捗管理及び原因分析等について

各改革課題に位置付けられた取組については、全体として概ね順調に進捗した一方で、「評価 (Check)」における「事務事業等への貢献度」では、「C. 貢献したが課題もあった」と評価されたものが約 34%を占めている。これは、第3期プログラムの計画期間を経てもなお、改善の余地を残す改革課題が一定程度存在していることを示している。具体的には、活動目標に対して目標どおり取組は実施されたものの、当初見込んでいた成果が十分に現れず、結果として効果が限定的となった事例や、効果は発現しているものの、効果を継続的に発現させていく上で、取組の推進に関する課題が生じている事例が見られた。

効果が十分に発現しなかった背景としては、社会経済情勢の変動などの外的要因の影響や、個々の活動実績が経営資源の確保に直接的に結び付かなかった点など、さまざまな要因が考えられる。そのため、目標未達の原因分析や、それに基づく改善策を整理することが重要であり、特に、「実施結果 (Do)」の「活動目標に対する達成度」において「3. 目標を下回った」と評価された取組や、成果指標が目標値に達していない取組については、要因を客観的かつ具体的に把握・分析し、その結果を取組に確実に反映させる必要がある。

第4期プログラムを推進するに当たっては、第3期から継続する課題を含め、所管部署において早期の目標達成を見据えた対応が求められる。このため、各年度の活動目標を設定する段階から、「取組や検討のプロセスおよび手法の具体化」や「効果が現れる時期の見直し」など、工程管理の観点をこれまで以上に明確かつ具体的に整理する必要がある。その上で、計画期間内に確実な成果へと結び付けるため、実効性の高い改革を着実に進めていくことが望まれる。

また、事務局においても、各課題の所管部署との情報共有や連携を従来以上に強化し、目標達成に向けた具体的な取組を積極的に促進することが求められる。加えて、進捗状況や課題の把握に基づく適時適切なフォローアップを行うことも重要である。こうした取組を通じて、目標の早期達成と効果の着実な発現につなげていくことが期待される。

さらに、行財政改革プログラムにおいては、多岐にわたる改革の取組が進められている一方で、それらの評価・進捗管理自体が大きな事務負担となり、評価が目的化するおそれもある。このため、評価手法については、簡素化と効率性の向上の両立を図り、過度な事務負担を抑制しつつ、目的達成への寄与度を的確に把握できる仕組みへと見直していく必要がある。

（２）社会経済状況の変化を踏まえた行財政改革の取組の推進について

第３期プログラム策定以降、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル活用の流れは一過性のものではなく、社会全体に定着した。一方で、物価高騰、担い手不足の深刻化などにより、取り巻く環境は一層厳しさを増しており、限られた財源や人的資源の中で持続的に行政サービスを提供していくことが、これまで以上に大きな課題となっている。

こうした状況の下、デジタル化は単なる利便性向上の手段にとどまらず、行政運営の在り方そのものを転換する重要な基盤であり、特に近年急速な進展を続けている生成ＡＩをはじめとしたＡＩの活用は、行財政改革を飛躍的に前進させる可能性を有していることから、その活用を積極的に検討するとともに、個別業務ごとの導入にとどまらず、全庁横断的な視点による業務改革につなげていくことが重要である。

第３期プログラムにおいては、「社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築」を取組の柱の一つとして掲げ、行政手続のオンライン化やＰＦＩ手法の活用など、一定の成果が確認されてきた。一方で、デジタル化が既存業務の置き換えにとどまり、業務プロセス全体の見直しや人員配置の最適化にまで十分に結びついていない事例も見受けられる。デジタルの活用を前提に、今後は「どの業務をデジタルで支えるか」ではなく、「業務をどのように再設計するか」という視点からの取組が不可欠である。

また、官民連携については、単なる事業実施にとどまらない、新たなサービス創出や業務変革につなげていくことが重要である。これまでデジタル化や民間活用が困難と考えられてきた分野においても段階的な実証やスモールスタートを通じて、積極的に活用可能性を検討していくことが期待される。

これらの取組を進めるに当たっては、引き続き市民の理解と信頼の確保が極めて重要であることから、丁寧な説明を行うとともに、市としての方向性を明確に示し、スピード感を持って改革を進めていくことが肝要である。

さらに、社会経済環境が大きく変化する中、自治体職員には従来以上に課題発見力や企画立案力、多様な主体との協働を進める実践力が求められている。

そのため、職員一人ひとりが主体的に学び、チャレンジできる環境を整備するとともに、その取組を組織として支援する仕組みの充実を図ることが重要である。また、デジタル技術の進展や行政課題の複雑化に対応するため、専門性の向上とともに、柔軟な発想や変革を推進するマインドの醸成にも取り組む必要がある。加えて、急速に進展するＡＩや社会経済環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できるよう、従来の計画策定サイクルや施策推進の在り方についても不断の見直しを行い、職員の創意工夫を最大限活かしながら、継続的な業務変革につなげていくことが重要である。

職員のチャレンジや成長を組織全体で評価・支援する風土を醸成し、人材育成と組織力の向上を一体的に進めることで、持続可能な行財政基盤の構築と市民サービスの更なる質の向上につなげていくことが期待される。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
1	1	(1)	1	地方分権改革の更なる推進	総務企画局	①地方分権改革の取組においては、国主導の提案募集方式の活用を目的化するのではなく、先見的・先駆的な自治体である川崎市が、地方分権のあるべき姿を主体的に発信していく必要があるのではないか。 ②特別市については、地方分権改革とは切り離し、議論を進めていくべきではないか。	市の考え方を説明するもの	①本市においては、独自に「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を策定し、目指すべき自治体の姿を基本理念として掲げ、3つの基本目標と5つの基本方向を定め、主体的に取組を進めております。提案募集方式については、その活用自体を目的とするのではなく、本方針に基づき、国に対して地方分権改革の働きかけを行うための手段の1つとして活用しております。また、本市の取組は、提案募集方式の活用にとどまらず、指定都市市長会や九都県市との連携による要望や提言、指定都市都道府県調整会議を通じた県からの権限移譲の推進など、多様な手法により取組を進めてきております。今後も社会環境の変化に的確に対応しながら、主体的かつ積極的に地方分権改革に取り組んでまいります。 ②特別市制度の創設に向けた取組については、「新たな地方分権改革の推進に関する方針」において、大都市が果たすべき役割を十分に発揮し、自主的・自立的な行政運営を可能とするための重要な取組と位置付けております。国の第34次地方制度調査会においても特別市制度に関する議論が進められていることから、指定都市市長会等とも連携し、国に対して特別市制度の早期法制化を強く求めていくとともに、幅広い関係者に対して特別市の理解促進に向けた積極的な働きかけを行い、制度の実現に向けて取り組んでまいります。
2	1	(1)	2	全庁的な使用料・手数料の見直し	財政局	①経済環境や生活環境が大きく変化する中で、現行の設定基準自体についても、見直す必要があるのではないか。 ②交通や病院といった企業会計についても、分野ごとの縦割りにとらわれるのではなく、共通の視点に立ったルール設計を行うという発想も必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	①「使用料・手数料の設定基準」については、公費を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、「受益と負担の適正化」を図ることを基本的な考え方としております。一方で、直近の物価の推移や新興感染症による社会情勢の変化等を使用料・手数料に反映させる仕組みではないことから、他都市の状況等を踏まえながら、現行の設定基準の見直しについても検討していきます。 ②企業会計については、サービスの対価である料金収入によって施設が維持される前提の下、事業管理者としての経営判断の中で料金設定が行われている状況であることから、設定基準から除いていますが、他都市の状況等を踏まえ、研究していきます。
3	1	(1)	3	全庁的な補助・助成金の見直し	財政局	①経済環境や生活環境が大きく変化する中で、現行の見直し方針自体についても、見直す必要があるのではないか。 ②交通や病院といった企業会計についても、分野ごとの縦割りにとらわれるのではなく、共通の視点に立ったルール設計を行うという発想も必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	①「補助・助成金見直し方針」は、特定の時代状況に縛られない、普遍的な視点で補助・助成金の見直しの方針を整理したものであることから、現時点でも当該方針の内容は有効であると考えています。また、補助・助成金は個別施策の主要な手段であることから個別施策から切り出して議論することが難しく、経済・生活環境の変化の影響も個別の補助・助成金ごとに異なるため、予算編成の中で、個別事業ごとに状況を把握し、必要に応じて当該方針を踏まえながら見直しを行っていきます。 ②企業会計についても、当該方針の対象外ではなく、当該方針に基づき、特定の分野に縛られない、普遍的な視点で、補助・助成金の見直しを行っています。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
4	1	(1)	4	マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討	市民文化局	①出張所・サービスコーナーの利用促進、あるいは具体的な業務見直しについてはどのように考えているか。 ②通常の周知方法のみでは限界があると思われるが、オンラインによる事前申請のルートをもどのように展開していくのか。 ③窓口の統廃合などに踏み込む証明書発行体制のあり方については、政治的判断が先にないと事業の推進は難しいと考える。どのようなプロセスで決定していくのか。 ④②について、「引越しワンストップサービス（転出届）」の利用率について、目標値を設定した上で取組を進めているのか。	市の考え方を説明するもの	①出張所における証明書発行体制については、施設別証明書発行件数が他の有人窓口と比較すると少なく、有人窓口全体の証明書発行件数の減少傾向を踏まえると、今後も更に減少する可能性があるため、見直しも含め検討を行います。また、行政サービスコーナーについても、他の有人窓口と同様に減少傾向にあるものの、鉄道ターミナル駅への立地、土日夜間の開設という利便性から、今後も一定程度のニーズがあると予想され、その状況に応じてあり方を検討します。 ②中原区役所区民課の令和8年混雑緩和対策として、仮受付(番号発券)前の事前確認、受付窓口の増設や庁内応援体制の構築、窓口業務の一部委託、マイナンバーカード交付（電子証明書更新を含む）の予約枠縮減等の取組による業務効率化を進めるとともに、全庁的な取組として近隣自治体(横浜市、相模原市、町田市、世田谷区等)における本市転入者へのオンライン事前申請（ネットdeスマート）のチラシ配布や市ホームページでの「引越しワンストップサービス」の利用周知を行い、来庁者の抑制等に努めました。 なお、令和8年3月下旬～4月上旬（混雑期）の転出届に占める「引越しワンストップサービス（転出届）」の利用割合は41%まで増加(前年同時期：33%)し、来庁者の削減に繋がっています。令和9年の混雑期に向けて、過年度の取組結果を検証し、より効果的な対策の実施を検討していきます。 ③有人窓口における証明書発行件数やコンビニ交付の利用状況等の客観的なデータに加え、利用者や地域意見等を踏まえながら、区役所や関係課との協議等を重ね、今後の方向性を示し、見直し等に向けた取組を進めてまいります。 ④川崎市総合計画第4期実施計画の施策5－1－2区役所サービスの充実において、令和11年度までに転出届におけるオンライン申請（引越しワンストップ及びネットdeスマート）の割合を35%以上とする目標値を設定し、取組を進めています。
5	1	(1)	7	高齢者外出支援乗車事業の見直しに向けた検討	健康福祉局	・持続可能な制度に向けた見直しに当たっては、本事業が何を目的として実施されるのか、その原点に立ち返り、目的（例えば、「外出」目的か「支援」目的か、地域差に対する措置など）を再整理・再定義することが必要なのではないか。	市の考え方を説明するもの	・本事業は、外出を通じて、高齢者の社会活動への参加を促進することにより、生きがいづくりや健康増進、介護予防等につなげることができるよう、「外出支援」を目的として実施しております。 こうした中、高齢化の進展による事業費の増加、利用状況に差が生じていることや登録者の地域偏在に加え、社会状況の変化によるバス料金の値上げや運転手不足を背景とした路線バスの減便などの新たな課題にも的確に対応する必要があることから、バス事業者への影響、公費負担と受益のバランスや持続可能性の観点や事業目的等も踏まえながら、より効果的な事業となるよう、多角的な視点で、引き続き、検討を進めてまいります。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
6	1	(1)	8	高齢者に対する市単独事業のあり方の検討	健康福祉局	①終了した事業や手法を転換した事業について、終了後のフォローアップ（状況把握等）はできているのか。 ②福祉住宅の入居率が約4割にとどまっている理由の分析はできているのか。 ③他の制度による住宅確保と比較した福祉住宅の必要性についてどのように分析しているのか。	市の考え方を説明するもの	①【廃止事業】 ・食事サービスについては、民間事業者による様々な配食サービスが充実してきたことに伴い、令和4年度末をもって事業を終了しておりますが、事業終了後についても、市ホームページに民間配食事業者の紹介を掲載することで、必要な方が継続的にサービスを利用できる環境を確保しています。 ・ヘルパー派遣事業については、介護保険サービスへ上乗せする市単サービスとして実施しておりましたが、介護保険サービスの種類が増え、サービスの選択肢も充実してきたことなどに伴い、本事業に対するニーズがなくなり、利用者数も減少したことから、令和5年度に事業を終了いたしました。事業終了後についても、介護保険制度の枠組みの範囲内で必要なサービスを御利用いただけているものと考えております。 【手法を転換した事業】 ・徘徊発見システムについては、GPS機能や位置検索等、同様のサービスを提供できる「携帯型緊急通報システム事業」に移行しました。 ・紙おむつ、緊急通報システム、外出支援サービスの3事業については、委託事業から会計年度任用職員による実施に切り替え、継続して実施しております。 ②福祉住宅は、「建替え、取り壊し等による立ち退き要求や劣悪な住環境の下で暮らしているなど住宅確保に困窮している状態にある一人暮らし高齢者が対象であること」が入居要件となっておりますが、築年数の経過による地域での建物の建て替え・取り壊しが減少していることや、高齢者向け住宅の選択肢が制度開始時より多様化したことなどにより、現行の要件に該当する新規入居者が減少した可能性があるものと考えております。 ③高齢者の住まいについては、民間借家、市営住宅（シルバーハウジング含む）、高齢者向け優良賃貸住宅等がある中、所得状況、保証、募集期間、抽選、入居までの期間（緊急性）等の事情により、これらの住宅に入居できない場合もございます。しかしながら、福祉住宅については、上記②の対象要件に合致する高齢者であれば、特定の募集時期がなく随時申し込み・入居が可能であり、抽選もないため、他の制度と比べて短期間での入居が可能であること、また、家賃が低廉であること等から、住宅確保に困窮している非課税世帯等の1人暮らし高齢者の緊急的な転居に対応できる特徴があり、一定のニーズや必要性があるものと考えております。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方																														
7	1	(1)	11	歯科保健 センター 等診療事 業のあり 方の検討	健康福祉局	①コロナ禍以前の利用実績はどうなっているか。 ②障害者・高齢者等歯科診療事業の必要性は理解するものの、利用者数などの実績を踏まえ、その効果や必要性について検証が必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	①障害者・高齢者等歯科診療事業及び年末年始等歯科診療事業の実績は下記のとおりです。 令和２年度及び令和３年度については、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により患者数は減少しておりますが、その後は歯科医師会館の建て替えの影響を受けた年度があるものの、概ね増加傾向にあることから、センターでの治療を必要とする患者は一定数いるものと見込まれます。 ②歯科保健センターにおいて実施している障害者等に対する歯科診療については、一般診療所での治療が困難な障害者・高齢者等の歯科診療を目的として実施しており、本市には歯科大学病院も無いことや、この間、把握・分析してきた利用実態を見ても、一定の必要性がある一方で、身近な地域の一般歯科診療所等で治療可能な方などが含まれている可能性があることから、利用実態の整理を進めるとともに、歯科診療所や病院歯科における診療内容等の実態調査を実施し、歯科大学病院、病院歯科、歯科保健センター、歯科診療所等が担う機能や役割の現状整理を行ってまいりました。しかしながら、更なる分析や検討等が必要であることから、第３期プログラムの計画期間においては、歯科保健センターの今後の方向性の決定に至りませんでした。こうした状況を踏まえ、今後、各機関の役割分担等に向けた更なる検討、各関係機関との協議・調整等を進め、方向性を決定し、病院や診療所等との機能分化、他事業も含めたより効率的・効果的な事業実施や歯科保健センターの運営等に向け、必要な見直しを実施していく必要がございます。 <table><tr><th>年度</th><th>障害者・高齢者等 歯科診療事業</th><th>年末年始等 歯科診療事業</th></tr><tr><td>H29</td><td>4,384</td><td>457</td></tr><tr><td>H30</td><td>4,402</td><td>500</td></tr><tr><td>H31</td><td>4,251</td><td>535</td></tr><tr><td>R2</td><td>3,236</td><td>391</td></tr><tr><td>R3</td><td>3,643</td><td>391</td></tr><tr><td>R4</td><td>3,778</td><td>451</td></tr><tr><td>R5</td><td>3,501</td><td>334</td></tr><tr><td>R6</td><td>3,530</td><td>384</td></tr><tr><td>R7</td><td>3,826</td><td>474</td></tr></table>	年度	障害者・高齢者等 歯科診療事業	年末年始等 歯科診療事業	H29	4,384	457	H30	4,402	500	H31	4,251	535	R2	3,236	391	R3	3,643	391	R4	3,778	451	R5	3,501	334	R6	3,530	384	R7	3,826	474
年度	障害者・高齢者等 歯科診療事業	年末年始等 歯科診療事業																																				
H29	4,384	457																																				
H30	4,402	500																																				
H31	4,251	535																																				
R2	3,236	391																																				
R3	3,643	391																																				
R4	3,778	451																																				
R5	3,501	334																																				
R6	3,530	384																																				
R7	3,826	474																																				

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
8	1	(1)	12	生涯現役 対策事業 の見直し 及び効率的・効果 的な実施	健康福祉局	①対象年齢を引き上げることが制度本来の目的と合致しているのか。 ②本来の目的をどのように考えているのか、また他の制度との比較においてどのように位置付けているのか。	市の考え方を説明するもの	①敬老祝品贈呈事業は、長年社会の発展に貢献された高齢者に対して感謝の意を表し、その長寿をお祝いすることを目的としており、これまでも平均寿命の延伸や高齢者人口の増加等を踏まえて見直しを行ってまいりました。人生100年時代といわれる中で高齢期の捉え方も変化してきていることから、長寿をお祝いする節目として、よりふさわしい年齢設定について検討することは、本事業の趣旨に沿ったものと考えております。今後につきましても、長寿をお祝いする事業として持続できるよう、社会状況等の変化を踏まえ、対象年齢をはじめ対象要件等、幅広い観点で検討を進めてまいります。 ②高齢者向けのいきがづくり、社会参加・就労、外出支援、敬老祝い事業等について、住み慣れた地域や自らが望む場所で、長く元気がかつ現役で暮らし続けていただくために実施している一方で、こうした事業については、市単独事業で実施している事業も多いことから、将来にわたり持続可能な形で事業運営を行い、長期にわたり、こうした事業目的を果たしていくためには、事業対象、事業効果、必要性、民間による代替可能性等を踏まえ、必要な取組の見直しや再構築、事業手法の変更等を段階的に進めながら、全体最適化を図るため必要な取組を進めているものでございます。
9	1	(1)	13	重度障害 者医療費 助成制度 の見直し に向けた検 討	健康福祉局	①見直しにあたっては、制度本来の目的を確認し、それを継続的に実現していく手段を再調整することが重要である。 ②障害者施策全体の中で見直しや施策の転換について議論することが重要である。 ③他の政令市と足並みをそろえて実施することには一理があるが、それが劇的な制度変更とならないよう配慮が必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	①本制度は重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としておりますが、事業費、市負担額について中長期的には増加が見込まれることから、現状分析及び県補助金と同様の「年齢制限」「所得制限」「一部負担金」を導入した場合のシミュレーション等を継続して実施してきました。引き続き、制度目的に合った持続可能で安定的な運営に向けてシミュレーション等の分析を進めた上で、見直しの検討を行うことが重要であると考えます。 ②障害者施策については、第4期行革プログラムにおいて、より効率的・効果的な運用に向けた検討及び決定した内容に基づく段階的な見直しを進めていくこととしており、本制度についても同プログラムの中で、障害者施策全体の視点を踏まえた議論を行ってまいります。 ③各政令市の状況を踏まえつつ、重度障害者の保健の向上と福祉の増進を図るという本来の目的に基づき、制度運営の持続可能性及び安定性を中長期にわたり確保していくために必要な見直し等の検討を進めてまいりたいと考えております。
10	1	(1)	15	こども文 化セン ターの役 割の再整 理を踏ま えた効率 的・効果 的な運営 及び施設 の最適化 に向けた検 討	こども未来局	・私立中学に進学し、市外へ通学している中学生のニーズは、どのように反映しているのか。	市の考え方を説明するもの	・ニーズ把握のためのアンケート調査につきましては、小学生・中学生について、年齢や地域によって放課後の過ごし方がどのように変化するかなど、本市全体の傾向を把握することを目的として実施したものです。 私立中学に進学している中学生等、アンケート調査の対象外となっている児童生徒も存在しますが、全市的に実施した本アンケート調査により、全体的なニーズの把握は行えているものと認識しております。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
11	1	(1)	19	バスネットワークの形成に向けた効果的・効果的な路線や運行方法等の検討	まちづくり局	①川崎市のような大都市では、官と民が担う役割が重複している可能性も踏まえ、官民の最適な役割分担の観点から、路線の再設計やネットワーク全体の最適化を検討する必要があるのではないか。 ②その際、市バス単体ではなく、民間事業者も含めたデータに基づく検討を行い、路線の重複解消や効率化、人材の共有など、持続可能な交通体系の構築を目指す発想が重要ではないか。 ③あわせて、運転手不足への対応や、自動運転・新たな移動手段等の将来技術も見据え、ラストワンマイルを含めた将来像を描いた上で、官民を問わず必要な投資や体制整備を検討していく必要があるのではないか。	市の考え方を説明するもの	①②本市では、交通系IC利用データ等を活用した利用実態分析システムの運用を図っているところであり、これらのデータ等を活用しながら、長大路線や重複路線の運行効率化を図るなど、バス事業者等と連携を図りながら、バス路線の効率化に向けた検討を進めてまいります。 ③近年深刻化する運転手不足による路線バスの減便など、地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和8年3月に改定しました「川崎市地域公共交通計画」のめざす将来像として「社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成」を位置づけたところです。 めざす将来像の実現に向け、バス路線の効率化、自動運転の導入等による路線バスの輸送力確保、デマンド交通や乗り合いタクシーなどの多様なモビリティの活用、モビリティステーションの形成、市民・利用者への周知啓発、意識醸成を施策の5本柱として設定し、様々な関係者と連携しながら、取組を進めてまいります。
12	1	(1)	24	救急隊の現場到着時間の維持・短縮及び救急車の適正利用	消防局	・第4期プログラムにおいては、成果指標である「救急隊の平均現場到着時間」の目標を8分以内から10分以内へ見直しているが、単に現場事情から「致し方ない」と整理するのではなく、政策の優先順位や限られた資源をどこに重点的に配分するのかという観点から、市全体として判断されるべき課題ではないか。また、その判断に至る検討プロセスがどのように行われているのかを確認する必要があると考える。	市の考え方を説明するもの	・救急隊は、いち早く救急現場に到着し傷病者を病院へ搬送できるように努めているところですが、現場到着時間については「心肺停止から10分以内に救命処置が開始されることが1か月後社会復帰率の向上に寄与する。」という統計データから10分を数値目標としているものです。行財政改革プログラムにおける改革課題や成果指標の設定につきましては、各局区長のリーダーシップのもと、所管分野ごとの課題認識を踏まえて調整・取りまとめを行った上で、市長を本部長とする行財政改革推進本部において、市全体としての整合性を勘案し決定しております。
13	1	(1)	25	宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に伴う効果的・効果的な管理運営手法の検討	教育委員会事務局	・現施設から指定管理者制度を導入することの障害は何か。	市の考え方を説明するもの	・令和4年8月に策定しました「市民館・図書館の管理・運営の考え方」において、宮前市民館・図書館は、鷺沼への移転後に指定管理者制度を導入することとしております。鷺沼に整備する新施設は、市民館・図書館の機能がシームレスに配置され、運営の柔軟性が高まることから、空間の有効活用や市民館と図書館の連携や、商業施設との複合施設に整備するという特徴を活かした官民の連携の取組など、民間事業者のノウハウがより発揮される可能性があります。このため、移転後の市民館・図書館の運営を指定管理者に行わせることが、より効果的であると判断したものです。この考え方は、整備スケジュールが変更となった現在においても変わっておりません。 一方、仮に現施設において指定管理者制度を導入する場合には、指定管理期間中に移転が生じることとなります。備品類や蔵書の移動等により一定期間の休館が必要となり、その間の施設利用料収入の減や職員の雇用に関する補償対応などの課題が想定されます。また、施設の老朽化により日常的に建物・設備の点検・補修が必要な状況にあり、新施設への移転までの間、市が管理する必要があると考えており、移転後に指定管理者制度を導入することが合理的かつ効果的であると考えます。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
14	1	(2)	2	行政手続のオンライン化・窓口等のキャッシュレス化の推進	総務企画局	①行政手続のオンライン化は進展しているように見えるが、ワンスオンリーや業務BPRの観点から見ると、どこまで実質的な改革が進んでいるのか確認したい。 ②縦割りを排除し、横串を通したワンスオンリーを徹底しなければ、本質的な業務改革や行政コスト削減には結びつかないため、形式的なオンライン化にとどまらず、よりレベルの高い運用・改革を目指して取り組んでいただきたい。	市の考え方を説明するもの	①②複数の手続を一体的に提供し、一度の申請で完結することを可能とするコネクテッド・ワンストップサービスについて、民間の引越しポータルサイト「引越れんらく帳」において、令和7年3月から本市の水道に関する届出にも対応したところ。これにより、市への転出届と併せて、電気・ガス等の各種手続をオンラインで一括して申請できる仕組みが整備されました。現在は、本サービスの利用促進に向け、各種広報に取り組んでいるところであり、今後も利用状況を踏まえながら、更なる周知・活用の促進を図ってまいります。 あわせて、上記取組について、民間サービスや他自治体の事例を情報収集しながら更なる利便性向上につなげるなど、引き続き業務改革を進めてまいります。
15	1	(2)	6	ICT環境・先端技術の活用及び最適化に向けた取組の推進	教育委員会事務局	・端末の配布、ICT教育のための基盤整備は達成できたと積極的に評価できるが、データの利活用を含めたICT教育の実施内容についてどのように評価しているのか。また、統合するとして、今後の方向性についてどのような方針のもとに検討しているのか。	市の考え方を説明するもの	・デジタル学習基盤を用いた児童生徒による振り返りを重視し、文部科学省リーディングDX指定校や研究推進校において、実践とその成果を公開授業などで横展開、発信を行ってきたところです。これを受け、総合教育センターにおいて、ダッシュボードを用いた児童生徒による学習の振り返りを起点としたデータ利活用教育について、実践研究を行い、その有効性を市立学校向けに報告したところでございます。今後につきましては、その研究成果の横展開を引き続き行うとともに、現状のダッシュボードの課題等をまとめ、データ利活用による教育の充実を進めてまいります。
16	1	(3)	1	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組	総務企画局	①PPPプラットフォームの整備などに見られるように、基盤の構築や基礎的な研修の実施だけで何かが大きく変わる段階は既に過ぎているのではないかと。基盤構築や基礎的な研修のみで事業者や職員の意識醸成や能力向上を図るには限界があり、今後は各主体が自らのモチベーションに基づいて応用・実践に取り組むことを、いかに後押ししていくかが重要ではないかと。 ②信頼できるPPPプロデューサーはいるのか。	市の考え方を説明するもの	①民間活用に関する事業者や職員の意識醸成や能力向上については、PPPプラットフォームの勉強会やセミナー、職員研修などを通じてPPP/PFIの案件形成、事業推進に一定の成果を上げていると認識しておりますが、今後も社会環境の変化や参加者の意見等を踏まえながら、更なる取組の充実を図ってまいりたいと考えております。 また、今年度からは、一層の官民連携の推進に向け、総務企画局に「共創推進室」を立ち上げ、行政改革マネジメント推進室が所管していた民間提案業務を移管したところでございます。今後は、本年5月に開設した官民連携の総合窓口「Kawasaki Future Co-Lab」を通じ、民間事業者からの提案や相談をワンストップで受け止めつつ、庁内関係部局との丁寧なコミュニケーションに基づくマッチングや官民連携に関する職員研修などを行うことで、具体的な事業化に向けた伴走支援を行ってまいります。 ②現状、PPPプロデューサーと位置付けられる存在はありませんが、内閣府等の関係機関や附属機関である川崎市民間活用推進委員会の有識者の皆さま等とも連携しながら知見を取り入れ、ハード部門においては行政改革マネジメント推進室が、ソフト部門においては共創推進室が、それぞれ庁内における旗振り役として事業所管課の伴走支援を行いながら、民間活用の推進に努めてまいります。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
17	1	(3)	4	公設福祉施設における効率的・効果的な民間活用	健康福祉局	・民間事業者が経営の不安とのことだが、市はどのような経営支援を想定しているのか。民間事業者にモラルハザードは発生しないのか。	市の考え方を説明するもの	・「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき、民設化に向けた調整を進めてきた福祉施設のうち、特別養護老人ホーム3施設（こだなか・しゅくがわら・陽だまりの園）について、計画で予定されていた令和3年度の民設化に至らなかったことから、課題解決に向けた検証を行いました。その結果、民設化後の経営面に課題があったことから、その対応策として、職員雇用費助成の対象範囲を拡大するとともに、老朽化対策の一環として、大規模修繕補助制度を創設すること等を通じ、当該3施設についての民設化を完了したところでございます。 特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設は、原則として介護報酬により運営されますが、都市部でかつ、市域面積が小さい本市においては、用地確保が困難なことから、これまで、小規模な施設の整備を推進してきましたが、小規模施設の中でもとりわけ、定員70名未満の施設においては、大規模施設に比べ人件費比率が高く、経営が不安定になりやすい傾向がございました。 こうした状況等を踏まえ、本市においては、運営面の支援を行っているところです。これらの支援は、民設による特別養護老人ホームすべてを対象としており、用地確保の困難さや小規模施設が多いといった本市特有の事情・特性に応じた支援策であるため、モラルハザードにはつながらない制度であると認識しています。
18	1	(3)	11	川崎港の魅力向上と民間活力の導入	港湾局	・果たして、市民全体にとって川崎港の魅力向上が、どの程度の優先度になるのか。多くの川崎市民にとっては横浜の港湾親水公園の方が利便性が高いのではないのか。他市の類似施設との競争力評価が必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	・川崎港の魅力向上は、単なるレジャー機能の充実ではなく、川崎港の存在や役割を広く周知するための重要な施策です。川崎港は産業港として高い機能を有している一方で、市民の認知度は必ずしも高くなく、親水空間の整備や、見学機会の充実により、市民が港に触れる機会を創出することは、港湾への理解や愛着の醸成につながり、結果として、産業活動を支える基盤としての港の価値が社会的に共有され、長期的には港湾政策への支持や企業立地環境の向上にも寄与すると考えます。
19	1	(3)	12	川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し	港湾局	・川崎港におけるポートセールスの戦略は何か。特に、東京港と横浜港と何によって差別化を図ろうとしているのか。なお、冷蔵倉庫やRORO船であれば、一般的なコンテナとは関係が薄いのではないか。	市の考え方を説明するもの	・川崎港コンテナターミナルでは、施設内にバンプール（積荷の入っていない空コンテナの置場）を設置しています。これにより、ターミナルに入場するトレーラー（トラック）が、積んできた空コンテナを降ろす作業（搬入）と、別の積荷入りコンテナを持ち帰る作業（搬出）を1回の入場・受付で連続して行う「卸ろし取り」が可能となり、効率的な荷役動線の確保によるリードタイムの縮減につながることで、物流コストの縮減に貢献できる点を、川崎港のセールスポイントとして、積極的なポートセールスを行っております。 なお、コンテナターミナル背後の冷凍冷蔵倉庫群においては、冷凍冷蔵対応のリーファーコンテナにより輸送される貨物も多く扱っていることから、コンテナターミナルと冷凍冷蔵倉庫群は連動し、川崎港の港湾物流機能高度化の一翼を担っているところであります。 また、ドライバーの労働時間規制や人手不足などに起因する、いわゆる2024年問題への対応策の1つとして、川崎港で揚げたコンテナ貨物を東扇島内の倉庫にて積み替えた後に内航RORO船等で輸送する取組を進めており、RORO船等とコンテナ輸送が相互に連携することで、陸送トラック中心の輸送手段を船などに切り替える「モーダルシフト」の推進に寄与する面もあるものと考えます。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
20	2	(1)	2	総務事務 執行体制 の見直し	総務企画局	・総務事務とAIとの関係を検討 する必要があるのではないか。	御意見を踏 まえ、取組 評価シート を加筆・修 正したもの	・総務事務センターに集約した総務事務を安定的・効率的に運用 するため、これまでも児童手当認定事務におけるRPAの活用等 を進めてきたところですが、更なる取組に向けては、AIによる 自動化や民間活用等の新たな手法の導入についても検証する必要 があります。それに当たっては、他都市等の先進事例を調査する とともに、現在処理している総務事務の手順、業務量、課題点等 を整理して、業務の特性に応じた業務手法の見直しの可能性・有 効性について検討してまいります。なお、AI等の新たな手法の 導入を検証することについて、取組評価シートの改善（Action） に今後の取組の方向性として追記しました。
21	2	(2)	1	業務プロ セス改革 の推進	総務企画局	①行政手続のオンライン化は進 展しているように見えるが、ワ ンスオンリーや業務BPRの観点 から見ると、どこまで実質的な 改革が進んでいるのか確認した い。 ②縦割りを排除し、横串を通し たワンスオンリーを徹底しなけ れば、本質的な業務改革や行政 コスト削減には結びつかないた め、形式的なオンライン化にと どまらず、よりレベルの高い運 用・改革を目指して取り組んで いただきたい。	御意見を踏 まえ、取組 評価シート を加筆・修 正したもの	①②行政手続のオンライン化については、一定の進展が見られる 一方で、受付後の審査、決裁、通知・交付などの過程において、 紙処理や手入力が残っている事務もあり、なお改善の余地があり ます。 そのため、単に申請手段をオンライン化するだけではなく、業 務全体の効率化を図る観点から、行政手続のオンライン申請の更 なる利用拡大やアナログ処理を減らすためのシステム間のデー タ連携など、申請から通知・交付までの手続が一貫してデジタル で行われる、いわゆるエンドツーエンドのデジタル化をはじめとし た業務プロセス改革の取組を推進してまいります。なお、エンド ツーエンドのデジタル化に順次取り組むことについて、取組評価 シートの改善（Action）に今後の取組の方向性として追記しまし た。
22	2	(3)	29	学校給食 調理業務 の委託化	教育委員会 事務局	①縦割りを前提とした個別最適 にとどまらず、病院給食との連 携なども含めた横断的な視点で の検討があってもよいのでは ないか。 ②経済的に厳しい家庭が増加す る中で、学校給食が子どもたち の栄養や健康を支える役割は一 層重要になっており、単なるコ スト削減ではなく、食材の質や 栄養管理、食育の観点から、そ の在り方を改めて検討する必要 があるのではないか。さらに、 学校が避難所となることを踏ま え、自校調理体制の確保は防 災の観点からも一定の意義が あると考えられる。外部委託あ りきではなく、他都市の取組事 例も参考にしながら、川崎市と しての方向性を整理すべきで はないか。	御意見を踏 まえ、取組 評価シート を加筆・修 正したもの	①学校給食と病院給食では、提供目的や制度の仕組み、求められ る役割等がそれぞれ異なることから、直ちに連携を進めていくに は課題があると考えますが、医療分野におけるセントラルキッ チン型の統合（1拠点で調理し複数施設へ配送）や、民間主体の学 校給食・病院給食を含むサプライチェーン（調達・物流）の横断 的統合の事例もあることから、まずは、他都市や民間の法人で取 り組まれている事例の研究などを行いながら、将来的な給食提供 の在り方について検討を進めていきます。 ②義務標準法に基づく法定定数では、全校に栄養教諭等を配置で きない中、令和10年度までの間、調理業務の委託化と栄養教諭等 の市単独経費による配置を一体的に推進しています。本年5月の 食育基本法改正において、食育の中心的プレイヤーとして栄養 教諭を位置付ける旨が示されており、栄養教諭等の役割は今後、 より一層重要になるものと認識している中、栄養教諭等の調理業 務委託校への配置を通じて、教員の給食関連業務に係る負担軽減、 緊急時の対応、食育・栄養指導の充実化などを図りたいと考えて います。 また、令和11年度以降の調理業務の執行体制の検討において は、災害対応の観点も必要な検討事項の一つと考えており、他都 市の取組事例等も参考にしつつ、安全性や安定的な供給、効率性 など様々な観点を総合的に考慮しながら検討を進めていきます。 なお、こうした考え方について、取組評価シートの改善 （Action）に今後の取組の方向性として追記しました。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
23	2	(5)	1	資産保有の最適化	総務企画局	・公共施設と土木インフラのいずれの更新を優先するべきか、市民の意思を確認することが、まずは大事ではないか。その上で、多数のホールの必要性について教示願いたい。	御意見を踏まえ、取組評価シートを加筆・修正したもの	・公共施設、インフラ施設ともに市民生活を支える重要なものであり、引き続き、適切に維持管理・更新をしていく必要があると考えております。その一方で、将来の人口減少や厳しい財政環境などの本市の状況を踏まえると、現在の施設の機能・規模のまま維持していくことは大変困難であることから、令和3年度に策定した「川崎市資産マネジメント第3期実施方針」において、将来にわたって本市に必要な機能を維持するため、施設の多目的化・複合化等による資産保有の最適化に向けた取組を重点的に進めるとしたところです。 資産保有の最適化に向けた取組を進めるに当たっては、地域ごと・機能ごとに複数存在する施設の中から、築年数や利用状況等を踏まえ、課題のある施設を抽出し、市民参加によるワークショップ、利用団体ヒアリング及びパブコメなどを行った上で、モデル4地域及び公共ホールの最適化に向けた取組方針を令和7年度に策定しました。 今後、当該取組方針に基づく取組やモデル地域以外での取組を進める上では、引き続き、市民意見などを丁寧に伺いながら検討等を進め、最適化に向けた取組を進めることとなった施設について、必要な機能・規模や今後の方向性などを、適時適切にお示ししてまいります。なお、市民意見などを丁寧に伺いながら検討を進めることについて、取組評価シートの改善（Action）に今後の取組の方向性として追記しました。
24	2	(6)	2	卸売市場事業特別会計の健全化等に向けた取組の推進	経済労働局	①急速な物価高騰など社会経済環境の変化が大きいことから、従来の手法では持続可能性が確保できなくなっており、一般財源の投入等を含め、あり方の見直しが必要な局面に来ているのではないかと。 ②川崎市として、分野横断的かつ中長期的な視点から、特別会計、企業会計の将来像について骨太の方針を整理すべきと考えます。	市の考え方を説明するもの	①物価上昇に加えて、近年の気候変動・高温化などに伴う不作・不漁や物流構造の変化、物流問題なども相まって、市場を取り巻く環境は厳しい状況となっております。 こういった状況下ではありますが、市民に生鮮食料品を安定的に供給するため、今後も持続可能な市場運営を推進していく必要があると認識しておりますので、より効率的な施設とするためハード・ソフト両面で改善を図りながら、将来的な方向性について検討してまいります。また、原則として市場使用料等の市場敷地全体から生じる収入をもって支出との均衡を図ることを目指しており、一般財源の投入に関しましては、一般会計から繰り出すべき経費の基準が総務省から示されておりますので、その通知や制度に照らし、適切に対応してまいります。 ②特別会計及び企業会計については、制度目的や政策分野ごとに多様であり、共通の将来像を一律に明示することは、個別制度の実情を十分に反映できないおそれがあると考えています。このため、社会経済環境の変化を踏まえつつ、各会計の役割や課題を個別に検証し、効率化・適正化の取組を着実に進めていくことが重要であり、その上で、こうした取組の成果も踏まえながら、将来的な方向性について検討してまいります。
25	2	(7)	6	入江崎余熱利用プールのあり方の検討	上下水道局	・利用人数の延べ数ではなく、正味利用者の人数は把握できているのか。	市の考え方を説明するもの	・入江崎余熱利用プールでは、開設当初から、一般利用者及び水泳教室受講者について、その総数を利用人数として集計しており、個人を特定してカウントするような仕組みを取っていないことから、正味利用者数については把握しておりません。 今後、令和8年度中に住民説明会も予定しておりますので、引き続きあり方の検討を進めてまいります。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
26	2	(7)	7	持続可能な経営基盤の構築	交通局	①急速な物価高騰など社会経済環境の変化が大きいことから、従来の手法では持続可能性が確保できなくなっており、一般財源の投入等を含め、あり方の見直しが必要な局面に来ているのではないかと。 ②川崎市として、分野横断的かつ中長期的な視点から、特別会計、企業会計の将来像について骨太の方針を整理すべきと考える。	市の考え方を説明するもの	①市バスでは、燃料価格をはじめとした物価の上昇等により、依然として厳しい事業環境が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による減収への対応として発行した特別減収対策企業債の償還、営業所の老朽化対策、バス車両の脱炭素化に向けた取組等で多くの資金が必要となることから、厳しい経営状況が見込まれます。 こうした状況の中、持続可能な事業運営を図り、将来にわたり市バス輸送サービスを安定的に提供していくため、費用の削減や収入の確保に取り組む必要があると考えています。 今後においても、安定的な経営基盤の構築に向けて、投資計画に基づいた事業運営の実施や、国庫補助金の活用などの費用負担の軽減に取り組むとともに、営業所の管理委託の継続実施や組織体制の整備、老朽化した営業所の計画的整備、乗車料金改定の検討等に取り組んでまいります。また、一般財源の投入に関しましては、一般会計から繰り出すべき経費の基準が総務省から示されておりますので、その通知や制度に照らし、適切に対応してまいります。 ②特別会計及び企業会計については、制度目的や政策分野ごとに多様であり、共通の将来像を一律に明示することは、個別制度の実情を十分に反映できないおそれがあると考えています。このため、社会経済環境の変化を踏まえつつ、各会計の役割や課題を個別に検証し、効率化・適正化の取組を着実に進めていくことが重要であり、その上で、こうした取組の成果も踏まえながら、将来的な方向性について検討してまいります。
27	2	(7)	10	「川崎市立病院経営計画2022-2023」等に基づく経営健全化の推進	病院局	①急速な物価高騰など社会経済環境の変化が大きいことから、従来の手法では持続可能性が確保できなくなっており、一般財源の投入等を含め、あり方の見直しが必要な局面に来ているのではないかと。 ②川崎市として、分野横断的かつ中長期的な視点から、特別会計、企業会計の将来像について骨太の方針を整理すべきと考える。	市の考え方を説明するもの	①国が定める全国一律の公定価格である診療報酬を基本として経営を行う医療機関は、物価高騰や人件費上昇等による経費増の影響を独自に収入に転嫁することができず、経営基盤を安定化させることが難しい状況です。今後においても、診療報酬改定の影響や地域における役割等を適切に見極め、対応してまいります。また、一般財源の投入に関しましては、一般会計から繰り出すべき経費の基準が総務省から示されておりますので、他都市における繰出の手法を検討するなど、その通知や制度に照らし、適切に対応してまいります。 ②特別会計及び企業会計については、制度目的や政策分野ごとに多様であり、共通の将来像を一律に明示することは、個別制度の実情を十分に反映できないおそれがあると考えています。このため、社会経済環境の変化を踏まえつつ、各会計の役割や課題を個別に検証し、効率化・適正化の取組を着実に進めていくことが重要であり、その上で、こうした取組の成果も踏まえながら、将来的な方向性について検討してまいります。
28	3	(1)	1	これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組の推進	市民文化局	・コミュニティを行政が政策として実施・主導する限り、その進展には限界があると考えられる。今後は、コミュニティがいに自走していくかを支援する取組を軸として検討していく必要があるのではないかと。	市の考え方を説明するもの	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、多様な主体の連携により新たな活動や価値を生み出すプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の運営支援や、かわさき市民活動センターをはじめとした中間支援組織の連携など、市民自治と多様な価値観を前提とした都市型コミュニティの形成を目指す取組を推進してまいります。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
29	3	(1)	2	町内会・自治会による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組の推進	市民文化局	・加入率の向上のみを目標とするのではなく、災害時にいかに互助機能を発揮させるかなど、焦点を絞った検討があってもよいのではないか。	市の考え方を説明するもの	・災害時に互助機能を発揮させるためにも日頃からの顔の見える関係を築くことは重要であり、そのためには町内会・自治会の活動が活発に行われていることが必要です。 しかしながら、加入率が漸減し新たな担い手が入ってこないことで、役員の高齢化が進み様々な活動に支障をきたしていることから、加入率の向上を図り担い手不足の解消につなげ、それにより活動が活性化することで災害時にも互助機能が発揮されるものと考えます。
30	3	(1)	8	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進	健康福祉局	・理解度を成果指標とし、低い状態が続いていると評価しているが、アンケート結果に基づく指標では誤差の影響も考えられ、経年変化や数値の有意性を十分に捉えられているのか疑問が残る。	市の考え方を説明するもの	・「地域包括ケアシステムの考え方の理解度」、「相談先（地域見まもり支援センター）の認知度」とともに、横ばいで推移しておりますが、アンケート結果を詳細に分析すると、認知度、理解度ともに、年齢を重ねるにつれ高くなる傾向があり、要介護状態等を理由に身近な地域での暮らしの時間がより多くなる75歳以上では、認知度70.7%、理解度18.3%、同居家族に65歳以上の方がいる方では、認知度62.8%、理解度13.6%、市職員との接触頻度が高い方では、認知度64.7%、理解度17.5%といずれも全体平均より高い傾向にあり、介護や医療、生活支援等との関わりや必要性や、相談窓口との接点が増えるにつれ、日常生活における具体的な関わりの中で理解が高まる傾向があるものと捉えています。 また、補足的な指標として、初期相談窓口（地域子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センター等）の認知度の向上が見られることや、通いの場への参加者数の増加など、具体的な行動面では一定の進展が確認されています。 こうしたことから、単一のアンケート指標の変動のみでは捉えきれない側面もあるものの、複数の指標を組み合わせて評価することで、課題に対する取組としては着実に進展していると考えています。 なお、第4期プログラムにおきましては、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向け、つながりの形成や高齢者の生活を支える取組の創出等、多様な主体との連携による具体的な課題解決の状況を推し量るための成果指標を設定し、進捗管理・評価を行うこととしております。
31	3	(1)	10	看護人材の更なる確保	健康福祉局	・看護人材の養成機関は既に飽和状態にあることから、養成機関の充実を図るよりも、結婚・出産を機に退職した人材や定年退職後の人材に対する再就職（復職）支援を充実させていくことが重要ではないか。	市の考え方を説明するもの	・高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの増加が見込まれる一方、生産年齢人口が減少する局面においては、新たに看護人材を養成・確保するだけでなく、潜在看護師や定年退職後の看護師を活用していくことも、意義あるものと認識しております。 本市では、看護職員の確保・養成について、新規養成・定着促進・再就業支援を3本の柱として各種施策を展開している中、御意見をいただいた再就業支援については、市看護協会と連携し、就労支援相談や復職支援研修の実施、就労啓発イベントの開催等を行っているところでございます。 とりわけ就労支援相談については、医療機関への就労に繋げていく重要な機会であることから、令和8年度から相談員の増員や職業紹介事業者としての許可取得など、相談体制の強化に向けた取組を進めていく予定でございます。
32	3	(1)	11	緑のまちづくりに向けた多様な主体との協働・連携	建設緑政局	・ボランティア団体が自走していけるよう支援することが行政の役割であると考えている。	市の考え方を説明するもの	・ボランティア団体が継続的に活動できるよう、地域への働きかけによる新たな団体の立ち上げ支援や、出前講座などによる既存団体への活動支援を行っています。 また、各種講座やワークショップ、交流の機会を通じて新たな担い手の確保を進めるなど、多様な主体の参加を促進しています。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
33	3	(1)	29	地域の寺 子屋事業 を担う人 材の確保	教育委員会 事務局	・地域人材の掘り起しについ て、市内で地域的偏在は生じて いないか。	市の考え 方を説明す るもの	・川崎区や幸区では、他区と比較してやや開講割合が低いなど地 域の状況に偏りが生じていることから、地域のキーパーソン経由 での人材の掘り起こしや、関連するあらゆる機会（町内会や民生 委員、地区社協の会合など）での周知・説明に加えて、担い手と して大学生の参画の可能性を検討しているところです。
34	3	(2)	5	中原区役 所窓口混 雑緩和・ サービス 環境改善 の推進	中原区役所	・予約した場合の対応等、個々 のサービスは適切であるが、い かんせん事務量が超過してい る。キャパシティを超過してい る現状においては、ソフト面での 対応には限界があると考えら れることから、事務所の狭隘化 への対応などのハード面での改 善や、デジタル化を含めた庁舎 を必要としない対応を考える 等、抜本的な対応が必要では ないか。	市の考え 方を説明す るもの	・中原区役所では、混雑緩和に向け、これまでも区民課窓口業務 における委託事業者の活用や業務分担・受付方法の見直し、庁内 横断的な応援体制の構築等、区全体で対策に取り組んでまいりま した。今後におきましても、オンライン申請の促進や来庁分散に 向けた周知・広報を強化し、区民課窓口を増設する等、取組を推 進していきます。
35	3	(3)	1	地域防災 力の向上 に向けた 取組の推 進	危機管理本 部	①家庭内備蓄を行っている人の 割合を成果指標とする場合、持 ち家か賃貸かといった住宅形態 の違いによって備蓄に対する意 識が異なると考えられる。その ため、アンケート結果について は、回答者の属性を踏まえた上 で、より詳細な分析が必要では ないか。 ②自主防災組織の結成状況はど のようになっているのか。地域 的な差異は生じていないか。	市の考え 方を説明す るもの	①災害発生直後は、行政の支援が十分に行き届かないことが想定 されます。そのため、家庭内備蓄を実施し在宅避難が可能な世帯 （家庭内備蓄を行っている市民）が増加することは、災害時にお ける市民生活の安定や避難所の負担軽減につながります。このこ とから、理解促進に向けた普及啓発の成果を測る指標としており ます。 アンケートでは住宅形態の把握はしていませんが、世代（高齢 者・若者）や家族構成（単身・家族・子育て中）について分析を 行い、高齢者世代を中心に幅広い世代の読者が多い「市政だよ り」の特集面を活用した広報（R7は防災アプリ、R8は在宅避難） を行うとともに、若年世代にも受け入れられやすい広報として防 災キャラクターやフロンタール選手を活用した動画を配信するな ど、対象に応じた効果的な啓発に取り組んでいます。 ②自主防災組織の結成数は以下のとおりです。 川崎区１１３、幸区８２、中原区１１０、高津区１１４、宮前区 ７８、多摩区１４１、麻生区１３２（計７７０） 町内会・自治会（住民組織登録を行っている団体）に対する自主 防災組織の結成数の割合は９５％以上

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
36	3	(3)	9	消防団を 中核とした 地域防災力 の充実・強化	消防局	①消防団員が増加した背景や要因、また増加した中で若い世代の構成や動向がどのようになっているのかについて把握したい。 ②加入者・脱退者の動向はどこまで把握しているか。就職・転職等の影響がみられるか、継続的に隊員を確保するための要因分析はどこまでできているか。	市の考え方を説明するもの	①消防団員の確保対策として、消防局、消防署及び消防団が連携し、積極的な入団促進の各種取組を地道に展開した結果と捉えています。また、消防団員の平均年齢は令和6(2024)年度49.7歳、令和7(2025)年度49.9歳と推移していますが、学生消防団員の入団数は令和6(2024)年度15人、令和7(2025)年度21人に増加しており、専修大学の学園祭で広報活動を実施したことなどにより、若い世代の入団が増加傾向にあると捉えています。 また、学生消防団員認証制度の活用状況については、令和5(2023)年度1件、令和6(2024)年度4件、令和7(2025)年度5件と増加しており、各種広報活動により制度への認知が上昇しているものと認識しています。 ②入退団時には、任意ですがアンケートの提出を依頼しており、主な退団理由としては、仕事との両立が困難、家庭の都合、健康上の理由、転居等です。 また、団員を確保するための要因分析としては、入団時のアンケート分析によると、現役団員や知人等の紹介による入団が多いことから、消防団員の認知度を図る広報活動と地道な募集活動を並行して実施していく必要があると捉えています。
37	3	(4)	1	効率的・効果的な シティプロモーション	総務企画局	・シビックプライドを川崎市全体で一律に高めようとするのではなく、地域特性の違いを踏まえた施策展開が求められるのではないか。例えば、市内を複数のエリアに分け、それぞれの実情に応じたシビックプライドの形成を図ることが有効と考えられる。市全体で一体的に進めることにこだわるとかえって非効率となる可能性もあり、地域ごとの関心や生活圏の違いを踏まえた柔軟な取組を検討すべきではないか。	市の考え方を説明するもの	・令和7年度に実施いたしました都市イメージ調査では、川崎市全体に対してもつイメージに比べ、居住区に対しての数値の方が高いという結果となっております。 令和8年3月に策定した「川崎市シティプロモーション戦略方針」では、より市民の実感に即したプロモーションを行うため、市全体だけでなく市民が「自分の住む地域・まちに愛着を持つこと」に特に目を向け、多彩な魅力や取組を発信することで「このまちに住み続けたい」と思う市民を増やすことをシティプロモーションの柱の一つとしています。 さらに、令和7年度から総務企画局シティプロモーション推進室内の職員に局や区ごとの担当制を導入し、今まで以上に区役所職員と密に連携しながら、本市のオウンドメディア等を活用し、それぞれの区の魅力向上につながる取組を発信しており、引き続き綿密な庁内連携により、シビックプライドの醸成に取り組んでいきます。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
38	4	(1)	1	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成	総務企画局	①業務における「やりがい」に関する意識調査があれば、教示されたい。 ②職員における業務能力向上のインセンティブとは何であり、どのように評価されているのか。 ③若い職員の離職を防ぐためには、働きがいやワークライフバランス、福利厚生が魅力的であることが重要である。その点で、資格取得費用の助成やeラーニングは有効な取組であり、職員のスキルアップにつながるものであれば、必ずしも公務に直結しない分野についても、より幅広く認めていくことが必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	①毎年度実施している「働き方についてのアンケート調査」において、職員のやりがいに関する意識を把握しております。 概要 【令和6年度調査】 ・83.8%の職員が「やりがいを感じている（そう思う＋どちらかと言えばそう思う）」と回答しており、全体として高い水準にあります。 【令和7年度調査】 ・73.9%の職員が「やりがいを感じている（そう思う＋どちらかと言えばそう思う）」と回答しており、引き続き、一定の水準を確保しています。 【やりがいを感じる主な理由】 ・仕事を通じた成長の実感 ・自分に合った業務への従事 ・市民への貢献実感 【やりがいを感じない主な理由】 ・成長実感の不足 ・希望する業務に従事できていない ②本市における業務能力向上のインセンティブ（動機付け）は、昇任や役職といった外的要因よりも、やりがいや自己成長実感、市民への貢献実感といった内発的動機に大きく影響しているものと考えています。 実際に働き方アンケートでは、キャリア形成上重視する要素として、「仕事と生活のバランス」や「専門性・技術力の向上」が上位を占める一方、「組織で責任ある立場に立つこと」が相対的に低い結果となっています。 こうした傾向から、本市職員のキャリア観は、従来の昇進・ポスト志向から、生活との両立や自己成長を重視する「生活・成長型」へと変化しているといえます。また、成長意欲は高いものの、責任や負担の増加には慎重であるという「過度な負担を伴わない成長志向」も見られます。 これらを踏まえ、組織として最適な人事配置を行うことに加え、職員一人ひとりを貴重な財産として捉え、その能力や適性を見極めながら、成長を実感できる環境を整備していくことが重要であると考えています。 ③御提案のような資格取得費用の助成等については、その財源が税金であることを踏まえ、市民の理解を得られる形で実施していくことが不可欠であることから、制度設計に当たっては慎重な検討が必要です。 このため、本市としては、公務における専門性向上や業務に直接的に寄与する分野を中心に、資格取得や学習機会の支援を行う方向で検討を進めており、職員の成長と市民サービスの向上の両方につながる形で、効果的な人材育成を推進してまいります。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
38	4	(1)	1	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成	総務企画局	④また、横浜市の事例などを参考に、職員が自主的にスキルアップに取り組めるよう、職員研修の夜間開催などについても検討してよいのではないかと。 ⑤②の考え方について、「過度な負担を伴わない成長志向」は両立していないと考える。やらなければならないことは、成長志向を持っている人たちに学べるチャンスや成長できるチャンスを与えることである。市民に最も近い基礎的サービスを担っているのは自治体であり、自治体職員のレベルが上がることが、市民サービスの質の向上につながる。その点を踏まえて、取組を検討していただきたい。 ⑥④の考え方について、「長時間労働やワークライフバランスの低下につながる懸念がある」との記載については、必ずしもそうとは言えないのではないかと。本人が判断した上でチャレンジしたいのであれば、その機会は確保されるべきである。やる気のある職員をさらに伸ばし、その成長を組織力の向上につなげていく取組が重要ではないか。	市の考え方を説明するもの	④夜間研修等の実施については、自主的な学習機会の確保という観点から一定の意義があるものと認識しております。 一方で、働き方アンケート結果では、キャリア形成において「仕事と生活のバランス」を重視する職員が最も多く、約7割に達するなど、ワークライフバランスの確保が必要となっています。 また、現在の働き方に満足していない職員が挙げる理由として、「業務量が多い」や「仕事とプライベートのバランスが取れていない」といった回答が上位に見られ、時間的負担の増大が職員の満足度や働きやすさに影響している状況が確認されています。 こうした状況を踏まえると、夜間研修の拡充は、意欲的な職員にとっては機会の一つとなり得るものの、一方で長時間労働の助長やワークライフバランスの更なる低下につながる懸念があることから、慎重に検討する必要があります。 本市としては、これまでもeラーニングやオンライン研修の活用により、時間や場所にとらわれない柔軟な学習環境の整備を進めてきており、こうした取組は移動時間の削減等にもつながっています。 今後は、夜間に時間を確保する形ではなく、勤務時間内やeラーニングなどの学習機会の充実を図ることで、職員の負担に配慮しつつ、自律的な能力向上が可能となる環境整備を進めてまいりたいと考えております。 ⑤ご意見のとおり、職員の能力向上は、市民サービスの質の向上につながる要素であり、成長意欲を持つ職員に対して、学びや挑戦の機会を提供し、それぞれのキャリアアップにつなげていく取組は重要であると認識しております。 こうしたことを踏まえ、研修やOJT、職務経験を通じた能力開発の機会の充実を図るとともに、職員一人ひとりの成長が組織力の向上や市民サービスの向上につながるよう、職員が意欲や適性に応じて主体的に学び・成長できる環境を整備してまいります。 ⑥ご意見のとおり、意欲のある職員に対して、学びや挑戦する機会を提供し、それぞれの成長や組織力の向上につなげていくことは重要であるとと考えております。 一方で、本市においては長時間勤務の是正も重要な課題であり、職員の自己研鑽や挑戦の機会を確保しつつ、特定の職員に過度な負担が集中しないよう配慮していく必要があると考えております。そのため、夜間研修等の実施を含め、職員の学習機会の充実に向けて、職員のニーズや意向を踏まえながら検討してまいります。

3 個別取組の評価に関する審議結果について（意見等に対する市の考え方を含む）

項番	取組 No.	項目 No.	課題 No.	課題名	局名	意見・質問等	対応区分	意見・質問等に対する考え方
39	4	(3)	2	事務事故・事務ミス等の防止に向けた内部統制の取組推進	総務企画局	①異動が頻繁に行われる職場においては、各職員による引継ぎには限界があることから、組織的に事務ミスを防止するためには、各部署における業務フローの可視化を進め、事故・ミスが発生しやすいポイントをあらかじめ把握する取組が重要ではないか。 ②各部署における再発防止の取組を把握するとともに、全庁的なベースラインとなる取組については、それらを共有する仕組みを構築する必要があるのではないか。	市の考え方を説明するもの	①事務ミスの防止については、状況に応じて様々な観点から取組を進めることが必要と考えております。業務フローの可視化やマニュアル・手順書の作成、進捗管理表による業務管理など組織として一定の業務遂行の水準を確保する取組のほか、各部署が担う業務に応じた内部統制シートの作成・活用によるリスクへの予防的措置など、事務ミスの防止に資する取組を研修で周知すること等により、内部統制を推進してまいります。 ②事務ミスの原因・再発防止や有効な対策については、全局区を対象に実施している不祥事防止研修や階層別研修、各制度所管の通知、研修のほか、内部統制評価報告書や事務事故一覧のイントラネットへの掲載等により引き続き積極的な情報共有に努めてまいります。
40	4	(3)	3	不祥事防止の取組推進	総務企画局	①公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保のために周知を図ることは重要であり続けるが、主要因は意識の欠如のみなのか。 ②業務への適性や動機付け等、人事管理の観点からの分析が必要ではないか。	市の考え方を説明するもの	①②不祥事は公務上、公務外など様々な態様がありますが、職員の意識の欠如は主要因であると同時に、特に公務上の不祥事については、職場風土、心理的安全性、業務遂行体制、業務の繁忙度など組織に起因する様々な要因も複合的に影響するものと考えています。そのため、管理職のマネジメント能力向上などの人材育成のほか、関連する組織運営上の制度とも連携しながら不祥事防止の取組を推進してまいります。

【参考資料】川崎市行財政改革推進委員会関連資料

(1) 川崎市附属機関設置条例（抜粋）

別表第1（第2条～第5条関係）

市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	委嘱された日から当該日の属する年度の末日まで

(2) 令和8（2026）年度川崎市行財政改革推進委員会 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔（会長）	関東学院大学 法学部 教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科主任 教授
黒石 匡昭	PAパートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士
中村 郁博	東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 専攻長 兼 教授 東洋大学 国際PPP研究所 所長

(3) 川崎市行財政改革推進委員会の審議経過

第1回委員会

令和8（2026）年7月6日（月） 川崎市役所本庁舎2階204会議室（WEB併用）

第2回委員会

令和8（2026）年7月27日（月） 川崎市役所本庁舎2階204会議室